



3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

(富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第3条** 次に掲げる条例の規定中「100分の167.5」の次に「」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」を加える。

- (1) 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）第8条第2項
- (2) 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）第6条第2項

**第4条** 次に掲げる条例の規定中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

- (1) 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項
- (2) 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条第2項

(富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例等の一部改正)

**第5条** 次に掲げる条例の規定中「、「100分の167.5」を「100分の167.5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」に改める。

- (1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和36年富山県条例第5号）第1条第3項ただし書
- (2) 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和35年富山県条例第38号）第5条第2項ただし書
- (3) 富山県監査委員の給与等に関する条例（昭和29年富山県条例第18号）第2条第2項ただし書
- (4) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和26年富山県条例第31号）第1条第3項ただし書

**第6条** 次に掲げる条例の規定中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」を「100分の120」と

あるのは、「100分の162.5」に改める。

- (1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項ただし書
- (2) 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第2項ただし書
- (3) 富山県監査委員の給与等に関する条例第2条第2項ただし書
- (4) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項ただし書

(富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第7条** 富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富山県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（期末手当の特例）

**第8条の2** 第5条本文及び前条第3項本文の規定により支給する期末手当の額は、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員が任用された日の属する年度の4月1日において適用される富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）第22条第2項に規定する方法により算出した額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（人事課）

